

事務連絡

令和4年1月28日

介護保険関係事業所 御中

半田市福祉部高齢介護課

課長 沢田 義行

新型コロナウイルス感染症に係る介護予防・日常生活支援総合事業（通所型サービス現行型サービス及び訪問型サービス現行型サービス）の月額包括報酬の日割り算定の取り扱いについて（通知）

日頃は、本市の介護保険事業の推進にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

みだしのことにつきまして、半田市におきましては、下記の事由に当てはまる場合は日割り算定できるものいたします。

記

<日割り計算できる事由>

- 保健所等の指示によって休業した場合
- 消毒等によって自主的に休業した場合
- 利用者自身が新型コロナウイルス感染者もしくは濃厚接触者となり、サービス利用ができない場合
- 利用者が新型コロナウイルスへの感染予防を理由としてサービスを利用しない場合

<日割り計算方法>

当該月の日数－上記事由によって休業等をした日数（事業所の定休日を除く）

【問い合わせ先】

介護保険担当 鳥居

TEL : 0569-84-0649

メール : kaigo@city.handa.lg.jp